

平成 30 年 1 月 29 日

各 位

会 社 名 マーチャント・バンカーズ株式会社
 代表取締役社長兼 CEO 一 木 茂
 (コード 3121 東証 2 部)
 問合せ先 取締役 CFO 兼財務経理部長 高 崎 正 年
 (TEL 03-5224-4900)

第三者割当により発行される新株予約権の募集に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 1 月 29 日開催の取締役会において、以下のとおり、第三者割当により発行される新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の募集を行うこと（以下、「本第三者割当」といいます。）について決議しましたので、お知らせいたします。

1. 第三者割当により発行される株式及び新株予約権の募集の概要

<本新株予約権の募集の概要>

(1) 割 当 日	平成 30 年 2 月 14 日
(2) 新株予約権の総数	12,195 個（新株予約権 1 個につき 100 株）
(3) 発 行 価 額	総額 5,499,945 円 （新株予約権 1 個当たり 451 円）
(4) 当該発行による 潜在株式数	1,219,500 株
(5) 調 達 資 金 の 額	509,153,445 円 （内訳） 新株予約権発行分 5,499,945 円 新株予約権行使分 503,653,500 円 上記資金調達の額は、本新株予約権の払込金の総額に、すべての新株予約権が行使されたと仮定して算出された金額の合計額です。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記資金調達の額は減少します。
(6) 行 使 価 額	1 株当たり 413 円
(7) 募集又は割当方法 （割当予定先）	第三者割当の方法により、次の者に割り当てます。 アートポートインベスト株式会社 12,195 個
(8) そ の 他	① 譲渡制限 本新株予約権の当該権利の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。 ② 取得条項 本新株予約権の割当日から 6 か月を経過した日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日（以下、「取得日」といいます。）を決議することができます。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得

	<p>日の通知を当該取得日の14日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、取得日に残存する本新株予約権全部又は一部を取得することができます。</p> <p>③ その他 前記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。</p>
--	---

(注) 末尾に本新株予約権の発行要項を添付しております。

2. 募集の目的及び理由

(1) 資金調達の目的と理由

当社は、昭和22年3月に創業し、現在創業70年を迎え、昭和24年6月に福岡証券取引所（現在は上場廃止）、昭和36年9月に大阪証券取引所第二部、平成25年7月に証券取引所の市場統合により東京証券取引所第二部に上場しております。創業当時は紡績業を行っていましたが、日本経済構造の変化に対応すべく、平成14年5月に紡績事業から完全撤退し、それまでに行っていた不動産賃貸業、ボウリング場運営に加え、平成16年7月にホテル運営事業に参入してきました。平成21年7月に現社名のマーチャント・バンカーズ株式会社に変更後、国内不動産投資及び企業投資を中心としたマーチャント・バンキング事業及びホテル運営事業等のオペレーション事業を行っております。

平成29年7月18日付「今後の事業展開に関するお知らせ」で開示しましたように、当社は、安定的収益基盤として、収益不動産、ホテル運営及び病院給食事業等を行いながら、将来性の期待できる事業への投資を行っており、事業用賃貸マンション等の収益不動産に対する投資により、さらなる収益基盤の強化をはかっております。平成30年3月期中には累計で収益不動産30物件、投資総額約100億円を行い、平成31年3月期には営業利益5億円体制を計画しております。

将来性の期待できる事業への投資として、中長期的に、仮想通貨事業等のフィンテック事業、医療・介護ビジネスに対しても投資を行うだけでなく、他社との協業体制のもと新たなビジネスを展開する予定であります。

このような事業計画をベースに、平成29年9月6日開催の取締役会決議に基づき、White Knight Investment Limitedを割当先として、第三者割当による新株式及び第15回新株予約権の発行（以下、「前回発行」といいます。）を行ったところでありますが、現状、第15回新株予約権は権利行使されておられません（資金の充当状況は、後記「3.（2）調達する資金の具体的な使途＜平成29年9月6日公表の新株式及び第15回新株予約権の発行により調達した資金の充当状況＞」に記載のとおりであります。）。

当該新株予約権の権利行使にかかわらず、当社は事業計画を推進し、持続的な事業成長を実現していくものでありますが、この事業計画のうち、賃貸用不動産の取得について、そのための資金を調達するとともに、自己資本の増強により金融機関がより融資しやすい財務体質を構築することにより、よりスムーズにこれを実現するため、今回、第三者割当により第16回新株予約権を発行し、調達した資金を、具体的に、以下のとおり充当するものであります。

(2) 資金調達の方法として本第三者割当による新株予約権を選定した理由

当社の資金需要につきましては、「3.（2）調達する資金の具体的な使途」に記載のとおりであります。資金調達の方法としては、事業規模の拡大を目的とし、成長戦略に基づく先行投資という資金使途の性質や、金融機関からより有利でスムーズな借入を行うために財務体質のさらなる安定性を確保する必要性から、間接金融ではなく、直接金融での資金調達を行うことといたしました。直接金融による資金調達の代表的な方法として公募増資という方法もありますが、調達に要する時間及びコストが第三者割当による新株式及び新株予約権の発行より割高であること

から、現時点における資金調達方法としては合理的ではないと判断いたしました。

また、新株式でなく、新株予約権の発行といたしましたのは、当社の賃貸用不動産取得資金に関し、案件ごとに、資金が必要なタイミングに合わせて資金提供を行いたいという割当先の意向を踏まえ、当社から割当先に提案し、割当先の合意を得たものであります。また、必ずしも本新株予約権は一度に大量の新株式を発行するものではないため、当社および当社既存の株主にとっても、既存株式の希薄化が段階的に進む点で優位性があると判断して採用いたしました。なお、当初の計画通りに、本新株予約権の行使による資金調達を行うことができない場合、成長戦略に係る資金の支出予定時期を調整するとともに別途資金調達を検討することにより対応する予定であります。

(本新株予約権の特徴)

本新株予約権の特徴は、次のとおりであります。

<メリットとなる要素>

- ① 本新株予約権は、発行当初から行使価額は 413 円で固定されており、行使価額修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なり、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。また、本新株予約権の目的となる株式の総数についても、発行当初から 1,219,500 株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式が変動することはありません。なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び割当株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されます。
- ② 本新株予約権には、上述「本新株予約権の募集の概要」の「(8) その他」欄に記載のとおり、本新株予約権の割当日から 6 か月を経過した日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日を決議することができます。
- ③ 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する旨の制限が付されております。

<デメリットとなる要素>

- ① 本新株予約権の行使が進んだ場合、1,219,500 株の新株式が交付されるため、既存株式の希薄化が生じることとなります。
- ② 当社株価が行使価額を下回って推移している場合には、本新株予約権の行使が進まず当社の予定する資金調達が十分に行えない可能性があります。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

① 払込金額の総額 (内訳) (ア) 新株予約権の発行 (イ) 新株予約権の行使	509,153,445 円 5,499,945 円 503,653,500 円
② 発行諸費用の概算額	4,300,000 円
③ 差引手取概算額	504,853,445 円

(注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額 5,499,945 円及び行使に際して払い込むべき金額 503,653,500 円を合算した金額であります。なお、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が本新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少します。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 発行諸費用の概算額の内訳は、登記費用 2,000,000 円、弁護士費用 1,000,000 円、新

株予約権価格算定費用 1,000,000 円及び有価証券届出書作成費用 300,000 円を予定しております。なお、発行諸費用の内訳については概算額であり、変動する可能性があります。

(2) 調達する資金の具体的な用途

具体的な用途	金額 (百万円)	支出予定時期
賃貸用不動産の取得資金	504	平成 30 年 2 月～ 平成 33 年 2 月

- (注) 1. 調達資金を実際に支出するまでは、当社の取引金融機関の預金口座にて管理いたします。
2. 今後、当社を取り巻く環境に変化が生じた場合等、その時々状況に応じて、資金の用途、金額又は支出予定時期は変更する可能性があります。資金の用途、金額又は支出予定時期に変更があった場合には、速やかに開示・公表いたします。
3. 株価低迷により権利行使が進まない場合は、銀行借入等、別途資金調達を検討いたします。

<手取金の具体的な用途>

賃貸用不動産の取得につきましては、営業利益 5 億円体制構築のため、平成 30 年 3 月期中に 30 物件、投資総額 100 億円を目標に取得を進めておりますが、平成 31 年 3 月期以降も、積極的に賃貸用不動産の取得を進め、さらなる収益基盤の強化と、いずれは、当社保有の賃貸用不動産を、私募不動産ファンドや上場不動産投資信託 (REIT) などにより証券化することにより、賃料収入からマネジメントフィーへの収益構造の転換をはかってゆきたいと考えております。したがって、今後 3 年程度の期間で、300 億円程度の規模を目標に、賃貸用不動産を積み上げてまいりたいと考えております。

対象の賃貸用不動産は、前回発行時と同様、空室リスクが低く、流動性が高く、金融機関からの融資を得られやすい、大都市圏の賃貸用マンションを中心とし、取得資金の 80%程度を目途に金融機関からの借入により調達する方針ですが、残りの 20%程度の資金の調達のため、今回、第三者割当による第 16 回新株予約権を発行させて頂くものであります。

前回発行の第 15 回新株予約権につきましては、<平成 29 年 9 月 6 日公表の新株式及び第 15 回新株予約権の発行により調達した資金の充当状況>に記載のとおり、平成 30 年 1 月 29 日現在、行使が行われておりません。今後の行使により調達される見込みの 834 百万円のうち、香港における仮想通貨取引所開設に充当する予定の 250 百万円を除いた 584 百万円を賃貸用不動産の取得に充当する予定ですが、「2. (2) 資金調達の方法として本第三者割当による新株予約権を選定した理由」に記載のとおり、今回、第 16 回新株予約権を、当社大株主であり、当社の賃貸用不動産取得資金に関し、案件ごとに、資金が必要なタイミングに合わせて資金提供を行いたいという、アートポートインベスト株式会社 (以下、「API社」といいます。) に割当てることにより、より機動的に賃貸用不動産取得資金を調達するとともに、上述の中期的な賃貸用不動産取得計画に充当するものであります。

<平成29年9月6日公表の新株式及び第15回新株予約権の発行により調達した資金の充当状況>

平成29年9月6日開催の取締役会決議に基づき、White Knight Investment Limitedを割当先とする前回発行により、調達した資金の充当状況等については、以下のとおりです。

(新株式の発行により調達した資金の充当状況)

(単位：百万円)

具体的な使途	充当予定額	充当額予定	支出予定時期
① 賃貸用不動産の取得資金	88	88	平成29年10月～ 平成29年12月

(第15回新株予約権の発行により調達した資金の充当状況)

(単位：百万円)

具体的な使途	充当予定額	充当額	支出予定時期
① 賃貸用不動産の取得資金	593	9	平成29年10月～ 平成30年10月
② 香港における仮想通貨取引所開設資金	250	0	平成29年10月～ 平成30年10月

第15回新株予約権につきましては、直近の株価は、その行使価格389円を上回って推移しておりますが、平成30年1月29日現在におきまして、行使されておらず、第15回新株予約権の発行により調達した9百万円を除いた834百万円については、今後の行使が行われた際に調達される見込みであります。

前回発行の割当先であるWhite Knight Investment Limitedが第15回新株予約権を引受けた目的は、キャピタルゲイン獲得のためであります。行使は、キャピタルゲイン獲得のために十分な株価水準に達した段階で行われる見通しであります。

前回発行に係る資金使途のうち、「賃貸用不動産の取得」は、平成29年7月18日付「今後の事業展開に関するお知らせ」で開示しましたとおり、平成31年3月期に営業利益5億円体制を構築し、収益基盤を強化するため、積極的に事業用賃貸マンション等の収益不動産を取得していくものであり、平成30年3月期中に30物件、投資総額100億円とすることを目標としております。平成30年1月29日現在におきまして、事業用賃貸マンション等は、19物件、83億円となっておりますが、目標達成のため、平成30年3月までに、11物件、17億円の物件取得が必要であります。

前回発行以降、2,706百万円で5件の賃貸用不動産を取得いたしました。これらの取得のため、金融機関から2,390百万円の借入を行い、差額316百万円につきまして、新株式発行により調達した資金88百万円並びに第15回新株予約権の発行により調達した9百万円を充当するとともに、その残額219百万円につきましては、手元資金を充当しております。

また、「香港における仮想通貨取引所開設」につきましては、平成30年1月29日現在進捗しておりませんが、「賃貸用不動産の取得」による収益基盤の強化の進捗を優先するとともに、第15回新株予約権の行使の進捗状況に応じ、着手する方針であり、資金使途に変更ございません。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

本第三者割当により調達する資金は、上記「3. (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の通り、賃貸用不動産の取得資金に充当する予定であります。

これらの資金使途は、上記「3. (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の通り、企業価値及び株主価値を向上させると判断しているため、本第三者割当による新株予約権の発行により調達する資金の使途には、合理性があると判断しております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株予約権の発行価額の公正価値の算定には、他の上場企業の第三者割当増資における公正価値の算定実績をもとに選定した第三者機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社（住所：東京都千代田区永田町1丁目11番28号、代表者：代表取締役社長 能勢元）に依頼し、本新株予約権の評価報告書を取得いたしました。

また、当該機関の公正価値の算定については、本新株予約権の諸条件、本新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価の推移、当社普通株式の株価変動性（ボラティリティ）、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の総数引受契約に定められた諸条件を考慮し、ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針でも参照されている離散型時間モデルの一つであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定方法を採用しております。

なお、当該機関による算定の条件として、基準となる当社株価 413 円（平成 30 年 1 月 26 日の終値）、権利行使価額 413 円、ボラティリティ 61.04%（平成 26 年 12 月から平成 29 年 12 月の日次株価を利用し年率換算して算出）、権利行使期間 3 年、リスクフリーレート▲0.095%（評価基準日における中期国債レート）、配当率 0.242%、当社による取得条件、新株予約権の行使に伴う株式の希薄化、当社株式の流動性、当社の信用リスク等を参考に公正価値評価を実施し、本新株予約権 1 個につき 451 円との結果を得ております。

当社は、東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社による本新株予約権の発行価額の公正価値の算定結果を参考に、割当予定先と協議のうえ、本新株予約権の発行価額を、評価額（451 円）と同額とすることを決定いたしました。

本新株予約権の行使価額については、本第三者割当に関する取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値である 413 円といたしました。行使価額の決定に際し、取締役会決議日の直前営業日の株式会社東京証券取引所市場第二部における当社普通株式の終値を基準値として算定しましたのは、当社としましては、直前営業日の株価終値が当社の企業価値を反映しているものと判断したことによります。

また、本新株予約権の行使価格 413 円は本調達に係る取締役会決議の前日までの最近の 1 か月平均 415 円に対して 0.48%のディスカウント、前日までの最近 3 か月平均 405 円に対して 1.98%のプレミアム、前日までの最近 6 か月平均 399 円に対して 3.51%のプレミアムとなっております。

以下、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の前提となる条件について記載いたします。

i. 割当予定先の権利行使については、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の前提として、行使期間最終日（平成 33 年 2 月 14 日）に時価が行使価額以上である場合には残存する本新株予約権の全てを行使するものと仮定しております。行使期間中においては、最小二乗法を組み合わせたモンテカルロ・シミュレーションに基づき行使タイミングを計算しております。具体的には、新株予約権を行使した場合の行使価値と、継続して保有した場合の継続価値を比較し、継続価値よりも行使価値が高いと判断された時に割当予定先が新株予約権を行使することを仮定しております。

ii. 取得条項があることは、割当予定先にとっては、株価上昇に伴い新株予約権の価値が上昇しているにもかかわらず発行体の任意による新株予約権の取得及びその消却が行われる可能性があることから、投資的・経済的な観点からはデメリットといえます。よって、取得条項があることは本新株予約権の価値を減価する要因の一つとなり、株価が行使期間

に代替資金調達コストを加えた額を超過した場合に、取得条項を発動することを前提に置いております。具体的には、代替資金調達コストは修正 CAPM により算定した株主資本コスト 7.20%に当社の想定格付から推定した信用コスト分 25.56%としており、取得条項を発動する株価水準は、行使価額 413 円に代替資金調達コスト 135 円を加えた 548 円としております。

なお、当社は、取得条項がない場合についても、取得条項がある場合と比べ本新株予約権の価値が高く評価されることを確認しております。

iii. 株価の希薄化については、時価よりも低い行使価額で新株式を発行することによる、1株当たり企業価値の希薄化の影響を下記の算式により考慮しております。

行使後の株価 = (行使時株価 × 発行済株式総数 + 行使価額 × 行使による発行株式数) / (発行済株式総数 + 行使による発行株式数)

iv. 株式の流動性については、全量行使で取得した株式を 1 営業日当たり 13,260 株（最近 1 年間の日次売買高の中央値である 132,600 株の 10%）ずつ売却することができる前提を置いております。日次売買高の 10%という数値につきましては、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」の 100%ルール（自己株式の買付に伴う相場操縦により市場の公正性・健全性が損なわれないよう、取引高を売買高の 100%を上限とする規則）を参照し、市場環境への影響を鑑みて取引上限高である 100%のうち平均してその 10%~20%程度の自己株式の取引が市場でなされると想定し、その水準の取引高は市場価額への影響が軽微であること、また新株予約権の評価を行う一般的な算定機関において通常利用している数値であることから、日次売買高の 10%という数値を採用しており、このような前提は妥当であると考えております。また、本新株予約権においては、新株予約権者の権利行使における特性についても加味されております。具体的には本新株予約権の割当日から 3 ヶ月を経過した時点から 6 ヶ月を経過するまでの期間において取得条項が発動された場合においては、当該期間において均等に権利行使されブロックトレードが行われるものと仮定し、ブロックトレードによる株式処分コストを加味しております。株式処分コストについては、過去における公募・売上の発行事例から算出した合理的と見積もられる一定の水準を想定し評価を実施しております。

v. そのうえで、当社は本新株予約権の公正価値（1 個当たり 451 円）と本新株予約権の払込金額（1 個当たり 451 円）を比較し、本新株予約権を公正価値と同額で発行するため、本新株予約権の発行が特に有利な条件に該当しないと判断いたしました。

なお、当社監査役 3 名（すべて社外監査役）全員から、うち 2 名は取締役会において、残り 1 名はあらかじめ、東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社は、当社と取引関係がなく、当社経営陣から一定程度独立していると認められること、割当予定先からも独立した立場で評価を行っていること、また、本新株予約権の価額算定方法としては市場慣行に従った一般的な方法で行われている同社の新株予約権算定報告書において報告された公正価値評価額と同額の払込金額として決定していることから、有利発行には該当せず、適法である旨の意見を表明しております。

そして、当社取締役会においては、監査役 3 名の上記意見表明についての説明を受け、全取締役の賛同の下、本新株予約権の発行を決議しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権発行に係る潜在株式数は、1,219,500 株（議決権個数は 12,195 個）であり、平

成 29 年 9 月 30 日現在の当社発行済株式総数 27,367,556 株に対して 4.46%、同日現在の議決権総数 273,293 個に対して 4.46%となります。そのため、本第三者割当による新株予約権の発行により、一定の希薄化が生じることになります。

また、本第三者割当による新株予約権の発行の取締役会決議日(平成 30 年 1 月 29 日)から 6 ヶ月以内である平成 29 年 9 月 6 日に実施した第三者割当による募集株式数は、普通株式及び新株予約権併せて、合計 2,500,000 株(議決権数 25,000 個)であり、本第三者割当により発行する本新株予約権に係る潜在株式数の合計 1,219,500 株(議決権数 12,195 個)を合算した株式数は 3,719,500 株(議決権数 37,195 個)になります。本第三者割当による潜在株式数(議決権数)に 6 ヶ月以内の第三者割当(前回割当)により増加した株式数(議決権数)及び潜在株式数(議決権数)を加算した合計 3,719,500 株(議決権数 37,195 個)を分子とし、前回割当決議時点における発行済株式数 27,117,556 株(議決権数 270,794 個)に対する希薄化率は 13.72%(議決権ベースの希薄化率は 13.74%)に相当いたします。

しかしながら本新株式及び本新株予約権の発行による資金調達は、当社の企業価値及び株主価値の向上に寄与できるものと考えられ、希薄化の程度を踏まえても、今回の募集規模は合理的であると判断しております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(1) 名 称	アートポートインベスト株式会社		
(2) 所 在 地	東京都港区西麻布 1-4-20		
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 西村 豊一		
(4) 事 業 内 容	不動産、株式等への売買、投資		
(5) 資 本 金	10,000 千円		
(6) 設 立 年 月 日	平成 25 年 2 月 20 日		
(7) 発 行 済 株 式 数	200 株		
(8) 決 算 期	12 月		
(9) 従 業 員 数	4 名		
(10) 主 要 取 引 先	伊藤忠商事株式会社、サンヨーホームズ株式会社		
(11) 主 要 取 引 銀 行	関西アーバン銀行		
(12) 大株主及び持株比率	株式会社H. M. D r e a m 100%		
(13) 当事会社間の関係			
資 本 関 係	当社の大株主であり、総議決権の 18.40%を保有しています。		
人 的 関 係	該当事項はありません。		
取 引 関 係	当社は、平成 27 年 3 月に、同社より函館市の収益不動産物件（有料老人ホーム）を取得し、取得と同時に同社に賃貸しております。また、当社は、平成 30 年 3 月期、保有する投資有価証券を、同社に売却しております。		
関連当事者への該当状況	該当事項はありません。		
(14) 最近 3 年間の経営成績及び財政状態			
決算期	平成 26 年 12 期	平成 27 年 12 期	平成 28 年 12 期
純 資 産	49,304	175,912	821,193
総 資 産	2,593,587	4,171,030	4,907,979
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	246,244	879,560	4,105,968
売 上 高	49,374	4,853,559	1,187,814
営 業 利 益	15,896	421,275	10,253
経 常 利 益	29,478	423,827	▲86,923
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	29,408	121,754	▲87,063
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	147,044	608,770	▲435,318
1 株 当 たり 配 当 金 (円)	—	—	—

(単位：千円。特記しているものを除く。)

(注) 当社との関係の欄は、平成 30 年 1 月 29 日現在におけるものであります。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は本資金調達において、割当予定先を選定するにあたり、当社の経営方針・経営戦略、資金需要及び資金調達の時期等、当社の状況を理解していただける割当予定先であるかどうかを重視し、検討を行ってまいりました。

このような状況の中、当社の大株主である A P I 社には、当社の経営方針・経営戦略を十分ご理解頂いているところでありますが、上記「3. (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載のと

おり、前回発行の第15回新株予約権の行使による資金調達が進んでいない現状並びに賃貸用不動産取得にかかる計画や資金需要を改めて説明し、打診したところ、十分にご理解を頂きました。そのうえで、A P I 社から、「2. (2) 資金調達の方法として本第三者割当による新株予約権を選定した理由」に記載のとおり、取得する賃貸用不動産の案件ごとに、資金の必要なタイミングで資金提供を行いたいという意向を前提に、本新株予約権の発行による今回の資金調達スキームについても賛同を頂いたため、A P I 社を割当予定先として確定いたしました。

(3) 割当予定先の保有方針

当社は、割当予定先から、本新株予約権の行使により取得される株式について、継続的に保有する意向であることを確認しております。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先であるA P I 社の本新株予約権に係る払込み並びに行使に要する資金の有無については、同社の預金通帳の写しをもって確認しており、必要かつ十分な現預金を保有しているものと判断しております。

(5) 割当予定先の実態

当社は、企業調査等を業務内容としている、第三者機関である民間調査会社（株式会社セキュリティー&リサーチ：代表取締役 羽田寿次：東京都港区赤坂 2-8-11-406）に対し、割当予定先、割当予定先の役員及び主要株主が反社会的勢力との関係を有していないかの調査を委託し、その調査報告書を受領しており、割当予定先であるA P I 社、割当予定先の役員及び主要株主が反社会的勢力と一切関係のないこと、また、暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下、「特定団体等」といいます。）に該当せず、かつ、特定団体等とは一切関係がないことを当社として確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

7. 募集後の大株主及び持株比率

本新株予約権全部行使後の大株主の状況

募集前（平成29年9月30日現在）		募集後	
トータルネットワークホールディングスリミテッド	24.82%	トータルネットワークホールディングスリミテッド	23.76%
アートポートインベスト(株)	18.37%	アートポートインベスト(株)	21.85%
(株) J & K	13.10%	(株) J & K	12.54%
古川 令治	11.23%	古川 令治	10.75%
(株)ぼると	4.90%	(株)ぼると	4.69%
(株)JMK Tファイナンス	3.18%	(株)JMK Tファイナンス	3.04%
チェリーサンバースト(株)	3.05%	チェリーサンバースト(株)	2.92%
張 店	1.30%	張 店	1.24%
バンクオブイーストアジアリミテッドクライアーツアカウント	0.93%	バンクオブイーストアジアリミテッドクライアーツアカウント	0.89%
(有)ケイ・アイ・シー	0.91%	(有)ケイ・アイ・シー	0.87%
ホワイトナイトインベストメントリミテッド	0.91%	ホワイトナイトインベストメントリミテッド	0.87%

(注) 1. 上記の割合は、小数点以下第三位を四捨五入して算出しております。

2. 平成29年9月末日時点の株主名簿を基にして作成しております。

3. 割当予定先であるA P I社の割当後の総議決権数に対する所有議決権数は、本新株予約権を全て行使したうえで取得する当該株式を全て保有したと仮定した場合の数となります。

8. 今後の見通し

本第三者割当による新株式及び新株予約権の発行による当社の平成30年3月期の業績への影響は軽微であると考えておりますが、今後修正の必要性及び公表すべき事項が生じた場合は、速やかにお知らせいたします。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本第三者割当は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（新株予約権又は取得請求権すべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）ことから、東京証券取引所の定める上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期
連結売上高	2,670百万円	3,423百万円	2,555百万円
連結営業利益	△189百万円	70百万円	17百万円
連結経常利益	△208百万円	37百万円	△23百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	△646百万円	12百万円	148百万円
1株当たり連結当期純利益	△29.11円	0.50円	5.55円
1株当たり配当金	－円	－円	2.00円
1株当たり連結純資産	102.92円	104.72円	115.77円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成30年1月29日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	27,367,556株	100%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	2,250,000株	8.22%
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	2,250,000株	8.22%
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	2,250,000株	8.22%

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期
始値	134円	151円	196円
高値	200円	310円	711円
安値	123円	120円	154円
終値	151円	198円	408円

② 最近6か月間の状況

	29年7月	29年8月	29年9月	29年10月	29年11月	29年12月
始 値	424 円	392 円	398 円	435 円	385 円	411 円
高 値	485 円	410 円	424 円	457 円	437 円	425 円
安 値	382 円	380 円	362 円	377 円	368 円	393 円
終 値	395 円	399 円	417 円	382 円	410 円	406 円

③ 発行決議日前営業日における株価

	平成30年1月26日
始 値	420 円
高 値	420 円
安 値	413 円
終 値	413 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

① 平成27年10月5日付第三者割当増資

払 込 期 日	平成27年10月5日
調 達 資 金 の 額	532,000,000 円 (差引手取概算額)
発 行 価 額	120 円
募 集 時 に お け る 発 行 済 株 式 数	22,615,056 株
当 該 募 集 に よ る 発 行 株 式 数	4,500,000 株
募 集 後 に お け る 発 行 済 株 式 総 数	27,115,056 株
割 当 先	アートポートインベスト株式会社
発 行 時 に お け る 当 初 の 資 金 使 途	賃貸用不動産の取得資金 432 百万円 インターネットカフェ店舗出店資金 100 万円
発 行 時 に お け る 支 出 予 定 時 期	平成27年10月～平成29年3月
現 時 点 に お け る 充 当 状 況	賃貸用不動産の取得資金 532 百万円

(注) 平成29年6月19日付「資金使途の変更に関するお知らせ」で開示しましたとおり、「発行時における当初の資金使途」を「賃貸用不動産の取得資金 532 百万円」に、「発行時における支出予定時期」を「平成28年3月～平成29年6月」に変更しており、現時点におきまして、変更後の資金使途並びに支出予定時期どおりに充当しております。

② 平成 29 年 3 月 30 日付第三者割当による自己株式処分

払 込 期 日	平成 29 年 3 月 30 日
処 分 価 額 の 総 額	現物出資の方法によるため、金銭の払込はありません。
処 分 価 額	500 円
処 分 時 に お け る 発 行 済 株 式 数	27,117,556 株
処 分 株 式 数	400,000 株
処 分 後 に お け る 発 行 済 株 式 総 数	27,117,556 株
処 分 先	張 店
処 分 時 に お け る 当 初 の 資 金 使 途	
処 分 時 に お け る 支 出 予 定 時 期	処分先の保有するBTCボックス株式会社の発行済株式数の 14.8%にあたる株式を出資の目的として取得いたしました。
現 時 点 に お け る 充 当 状 況	

③ 平成 29 年 9 月 22 日付第三者割当増資

払 込 期 日	平成 29 年 9 月 22 日
調 達 資 金 の 額	92,500,000 円
発 行 価 額	新株式による第三者割当増資 370 円
募 集 時 に お け る 発 行 済 株 式 数	27,117,556 株
当 該 募 集 に よ る 発 行 株 式 数	250,000 株
募 集 後 に お け る 発 行 済 株 式 総 数	27,367,556 株
割 当 先	White Knight Investment Limited 250,000 株
発 行 時 に お け る 当 初 の 資 金 使 途	賃貸用不動産の取得資金
発 行 時 に お け る 支 出 予 定 時 期	平成 29 年 10 月～平成 29 年 12 月
現 時 点 に お け る 充 当 状 況	賃貸用不動産の取得に充当いたしました。

④ 平成 29 年 9 月 22 日付第三者割当による第 16 回新株予約権の発行

割 当 日	平成 29 年 9 月 22 日
発行新株予約権数	22,500 個 (新株予約権 1 個につき 100 株)
発行 価 額	総額 9,225,000 円
発行時における 調達予定資金の額	884,475,000 円 内訳 新株予約権発行による調達額 9,225,000 円 新株予約権行使による調達額 875,250,000 円
割 当 先	White Knight Investment Limited
募集時における 発行済株式数	普通株式 27,117,556 株
当該募集による 潜在株式数	2,250,000 株
現時点における 行使状況	行使済株式数：0 株 (残存新株予約権数 22,500 個、行使価額 389 円)
現時点における 調達した資金の額	9,225,000 円
発行時における 当初の資金用途	① 賃貸用不動産の取得資金 593 百万円 ② 香港における仮想通貨取引所の開設資金 250 百万円
発行時における 支出予定時期	平成 29 年 10 月～平成 30 年 10 月
現時点における 充 当 状 況	現時点における調達した資金につきましては、全額賃貸用不動産の取得資金に充当しております。今後、行使による調達される予定の資金の用途につきましては、変更ございません。

11. 発行要項

本三者割当の発行要項については、末尾に記載される別紙「マーチャント・バンカーズ株式会社 第 16 回新株予約権発行要項」をご参照ください。

(2) マーチャント・バンカーズ株式会社 第16回新株予約権発行要項

<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>	<p>当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式である。 なお、単元株式数は100株である。</p>
<p>申込期日</p>	<p>平成30年2月14日</p>
<p>割当日</p>	<p>平成30年2月14日</p>
<p>払込期日</p>	<p>平成30年2月14日</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は1,219,500株とする（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」といいます。）は100株とする。）。但し、本欄第2項ないし第4項により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が別欄「新株予約権の行使時の払込金額」欄の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別欄「新株予約権の行使時の払込金額」第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかると別欄「新株予約権の行使時の払込金額」第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」といいます。）は、金413円とする。</p> <p>3. 行使価額の調整 (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本欄第3項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」といいます。）をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>① 本欄第3項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請</p>

	<p>求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)</p> <p>調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>② 株式分割により当社普通株式を発行する場合 調整後の行使価額は、当社普通株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。</p> <p>③ 本欄第3項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本欄第3項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合 調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための株主割当日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本欄第3項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合 調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。</p> <p>(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を調整する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。</p> <p>(4) その他</p> <p>① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位を切り捨てるものとする。</p> <p>② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り捨てるものとする。</p> <p>③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。</p> <p>(5) 本欄第3項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、</p>
--	---

	<p>本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>509,153,445 円</p> <p>(注) すべての新株予約権が行使されたと仮定して算出された金額です。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記株式の発行価額の総額は減少します。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>	<p>1. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、別欄「新株予約権の目的となる株式の数」記載の株式の数で除した額とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
<p>新株予約権の行使期間</p>	<p>平成30年2月15日から平成33年2月14日までとする。（但し、別欄「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。）</p>
<p>新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所</p>	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所 マーチャント・バンカーズ株式会社 財務経理部 東京都千代田区有楽町一丁目7番1号</p> <p>2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 本店営業部 東京都千代田区丸の内一丁目1番2号</p>
<p>新株予約権の行使の条件</p>	<p>各本新株予約権の一部行使はできない。</p>
<p>自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件</p>	<p>本新株予約権の割当日から6ヶ月を経過した日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を決議することができるものとする。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知を当該取得日の14日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができるものとする。</p>
<p>新株予約権の譲渡に関する事項</p>	<p>本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。</p>
<p>代用払込みに関する事項</p>	<p>該当事項はありません。</p>
<p>組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</p>	<p>当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編成行為」といいます。）をする場合、当該組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」</p>

	<p>といます。)を有する本新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイないしホに掲げる株式会社(以下、総称して「再編成対象会社」といいます。)の新株予約権を、次の条件にて交付できるものとする。この場合においては、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>① 交付する再編成対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。</p> <p>② 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類 再編成対象会社の普通株式とする。</p> <p>③ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数 組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。</p> <p>④ 新株予約権を行使することのできる期間 別欄「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力が生ずる日のいずれか遅い日から、別欄「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 別欄「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。</p> <p>⑥ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 別欄「新株予約権の行使時の払込金額」第2項に定める行使価額を基準に組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。</p> <p>⑦ その他の新株予約権の行使条件、新株予約権の取得事由及び取得条件 別欄「新株予約権の行使の条件」及び別欄「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に準じて決定する。</p> <p>⑧ 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。</p>
--	---

以 上